# 学校評価の取り組みについて

日和佐中学校

本校で実施する学校評価は、学校教育法(昭和22年法律第26号)学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に定めるものであり、本校の教育活動の活性化及びその教育水準の向上に資することを目的とする。

#### I 本校における学校評価

#### 1 学校評価の実施

本校における教育活動,管理運営その他の活動全般の状況及び成果について,**自己評価**し, その結果を踏まえた**学校関係者評価**を行うものとする。

#### 2 学校評価についての基本的考え方

### (1) 自己評価

すべての教職員の参画の下に、本校の現状と問題点を総合的に把握し、目標を明確化した上で、それらを踏まえ個々の活動を展開し、自ら評価する。これにより、学校の組織力を高め、学校教育活動の改善に向けた取組を、組織全体として、主体的に推し進める。

#### (2) 学校関係者評価

保護者や地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果について評価することなどを通じて、自己評価の客観性・透明性を高める。これにより、学校の説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を図り、学校運営の改善への協力を促進する。

## Ⅱ 各年度の学校評価

# 1 自己評価

- (1) 重点課題の把握
  - ○学校活動全般の状況について点検を行い, その当面する課題の中から, 当該年度に重点 的に取り組むべき課題を把握する。
  - ○重点課題の把握に当たっては,前年度学校評価,家庭,生徒,教職員アンケート結果等 を踏まえる。
- (2) 具体的な方策の設定
  - ○各重点目標の達成に向けた活動に関する必要な方策を定める。
  - ○方策を設定する際,必要な学校活動については、全校で実施するのか、もしくは校務分 掌、学年及び教科等で実施するのかを明らかにする。
  - ○方策の設定に当たっては、その内容を具体化し、組織的な取組ができるようにする。
- (3) 重点課題の評価
  - ○重点課題の達成に向けた取組を行った後,各重点課題毎に,その達成度についての評価 を行うものとする。
  - ○重点課題の評価に当たっては、設定された方策の達成度の取りまとめを行う。
  - ○重点課題の評価は、幅広い観点から、総合的に行う。また、改善方策を含む**自己評価**結果をまとめる。この場合、家庭、生徒、教職員の学校活動に対する評価に留意する。

#### 2 学校関係者評価

(1) 評価組織の設置

学校関係者評価を実施するに当たっては、学校評議員、保護者、青少年健全育成関係団体等、学校と直接関係のある者で構成する組織(学校関係者評価委員会)を作るものとす

る。原則として、学校評議員3名と管理職2名の計5名により学校評価委員会を組織する。

#### (2) 評価の実施

- ○学校は学校関係者評価委員会に対して,重点課題,方策の実施状況や総合評価等について資料を準備し説明する。評価者は,必要に応じ授業や学校行事の参観,施設・設備の観察,学校長・教職員及び生徒との対話等を通じて,評価活動を行うものとする。
- ○学校関係者評価委員会は、学校の自己評価の結果について評価し、その結果について**学** 校関係者評価としてとりまとめるものとする。

### 3 評価結果の次年度への反映

重点課題の評価について,**自己評価**及び**学校関係者評価**の結果を踏まえつつ,課題を整理し,次年度における重点課題の把握及び方策の設定へ,これらを反映させる。

# Ⅲ 校内における学校評価の体制

- 1 評価計画の決定等に係る体制
- (1) 各年度における重点課題、具体的方策の設定並びに重点課題の評価は、校長が行う。
- (2) 校長は、評価計画の決定及び重点課題の評価を行うに当たり、すべての教職員がその決定・評価の過程に主体的に参画できるよう、必要な配慮を行う。
- (3) 評価計画の決定等に係る取組みを通じて、校内の各組織及び各教職員ごとの役割分担を、より一層明確化するよう努める。

#### 2 学校評価推准組織

- (1) 本校は、教職員による学校評価推進組織を置くこととする。
- (2) 学校評価推進組織は、校長の指示に基づき、学校評価に関する企画及び立案並びに連絡調整を行う。

#### Ⅳ 評価計画及び評価結果の公表

1 評価計画の公表

評価計画を定めたときには、速やかに、これを公表する。

- 2 評価結果の公表
- (1) 自己評価及び学校関係者評価の実施後、速やかに、その結果を公表するものとする。
- (2) 各年度の評価結果の公表は、当該年度に設定したすべての重点課題及び方策に係る評価の結果を含むものである。
- 3 公表の方法

評価計画及び評価結果の公表は、広く保護者や地域住民、関係機関等に公表することができるよう、例えば、PTA総会等を活用した説明会の開催、ホームページの利用等、本校の実情に応じた適切な方法を工夫する。

- 4 個人情報の取扱いに関する留意事項
- (1) 評価計画及び評価結果の公表に当たっては、個人情報の取扱いに厳正を期す。
- (2) 前項の趣旨を踏まえ、公表の内容・表現等について必要な配慮をする。
- (3) プライバシーの保護等のため特に必要な場合においては、評価計画及び評価結果の一部を公表しないものとする。

#### V 評価結果の報告

**自己評価**及び**学校関係者評価**の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方策を とりまとめた報告書を美波町教育委員会に提出する。

# 学校評価計画(学校評価及び公表の進め方)

	自己評価	学校関係者評価
<u></u>	第一段階 PLAN(計画)	
前年度末~	① 重点課題の把握 前年度学校評価,生徒・家庭・教職員アンケート 結果等を踏まえ,重点課題を把握する。 ② 方策の設定	<ul><li>○学校は、学校関係者評価委員会を組織する。</li></ul>
() 年度当	② 万泉の設定 それぞれの重点目標毎に、どのような学校活動が 必要になるかを全校レベル、下位組織レベル(校務 分掌、学年、教科等)で明らかにし方策を設定する。	○第1回学校評価委員会(5月) 学校は、重点目標等の学校評価計画について説明する。
初	評価計画の公表・説明	
	第二段階 DO(実施)	
	○ 学校教育活動の展開 設定した評価計画に基づき,各担当組織・担当教 職員が学校教育活動を実践する。	○学校訪問(授業参観・学校行事等)の実施 授業参観や教職員との対話を 実施し,学校の状況を理解する。
	第三段階 CHECK(評価)	夫
	<ul><li>① 学校教育活動の実施状況の点検各重点課題毎に、どの程度実施できたか点検する。</li><li>② 各方策の達成度の取りまとめ各重点課題毎に設定した方策について、達成度合いはどうであったかを取りまとめる。</li><li>③ 学校関係者評価資料としてまとめる各重点課題毎に、方策の実施状況及び達成度を踏まえ、年度の自己評価としてまとめる。</li></ul>	○第2回学校評価委員会(2月) 自己評価の結果と改善方策に ついて評価を実施する。 評価の結果を学校関係者評価 としてとりまとめる。
年度	自己評価(生徒・家庭・教職員対象)を実施(12月)	学校関係者評価を実施(2月)
末	第四段階 ACTION(改善)	
(~次年度末)	<ul><li>① 重点課題の達成を阻害した原因はどのようなものであったか。</li><li>② 重点課題の実現という目的に照らし、方策等は妥当であったか。</li><li>③ 重点課題・方策に関し、次年度以降に残された課題を整理する。</li></ul>	

学校評価報告書の作成、評価結果の公表・説明